

令和8年度 金山町 農業支援事業のご案内

金山町では、農業者の皆様の経営維持や発展、新規就農、
そして安心安全な環境づくりを応援する様々な支援事業を用意しています！

▲ 重要なお知らせ

どの補助金も【購入・発注・着工・伐採前】の事前申請が必須です。
事後申請は対象外となり、事業ごとに決められた公募期間や予算枠がありますので、
検討段階でお早めに役場までご相談ください。

用途別インデックス

目的に合った支援制度を探してみましょう



1. 機械や施設を導入・更新したい
(金山町機械・施設導入支援事業)



2. 農地や農業用施設を整備・改良
(経済活性化対策・基盤整備促進)



3. 園芸作物の生産を拡大・効率化
(園芸やまがた産地発展サポート)



4. 畜産経営の維持・拡大を図りたい
(繁殖雌牛導入・保留、和牛貸付)



5. 新しく農業を始めたい・経営継承
(新規就農・国等の継承支援事業)



6. 組織化、人材育成、経営を発展
(未来を育む農業担い手育成支援)



7. 大規模な規模拡大や機械導入
(地域農業構造転換支援事業等)



8. 農産物をPR・販売拡大したい
(知名度向上・販売拡大支援事業)



9. 鳥獣被害対策とリスクへの備え
(不要果樹伐採、電気柵、収入保険)

1. 機械や施設を導入・更新したい

金山町農業機械・施設導入支援事業【R8新規（拡充）】

町独自・拡充

農業生産資材の高騰負担を軽減し、地域の担い手の農業経営維持と世代交代に向けた経営基盤整備を後押しする事業です。今年度から「農業用施設の購入費」も対象に拡充されました。

■ 交付対象者・要件

- ・ 町内に居住し、町内の農地で農作業を行う出荷・販売農家
- ・ 公金(町税や使用料など)の滞納がないこと
- ・ **事前申請が必須**（発注・購入前に要相談）
- ・ 申請は1回限り

■ 支援対象外となるもの

- ・ 軽トラック、パソコン、ホイールローダ等、汎用性の高いもの
- ・ 購入価格が税抜き10万円未満のもの



申請様式、詳細

■ 支援対象経費と補助内容

農産物の生産、加工、流通等に必要な農業用機械・施設の導入経費（税抜き）

※**中古品**でも、耐用年数が2年以上見込めるものは対象。

① 経営面積の維持（支援年度から5年間維持）

補助率: **1/3以内** / 上限: 20万円 (※認定農業者は30万円)

② 経営面積の拡大（5年以内に30a以上拡大）

補助率: **2/3以内** /

上限: 30万円 (※目標地図の担い手は40万円)

2. 農地や農業用施設を整備・改良したい

金山町経済活性化対策事業

町独自

使いやすい農地への改良（大区画化・排水改善）や、地域で共同管理する農業用施設の整備を支援します。

- ほ場整備事業（30a以上）：畦畔除去による区画整理、一体的に行う水路・農道改修。
補助額：対象経費の1/2以内 ※上限あり（認定農業者 150,000円/10a 等）
- 水田畑地化事業（受益面積10a以上）：畑作のための暗渠排水整備事業。
補助額：対象経費の1/2以内 ※上限あり（暗渠のみの場合 50,000円/10a 等）
- 農業用施設整備事業（受益1ha以上）：共同で維持管理する用排水路、農道、ため池の整備。
補助額：対象経費の3/10以内

農業基盤整備促進事業

国・県

区画狭小・排水不良や農業用水不足などの課題解決に向け、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を支援します。

- 利用対象者: 農業法人、営農組織などの団体、土地改良区等
- 補助要件: 事業費200万円以上、農業者2者以上
- 対象経費: 【ハード】 農業用排水路、暗渠、土層改良、農作業道等の整備工事費
【ソフト】 実証展示ほ設置、輪作体系検討、リース等に要する経費
- 補助率: 64%以内（特定農山村・特別豪雪等の指定地域は69%以内）

3. 園芸作物の生産を拡大・効率化したい

園芸やまがた産地発展サポート事業 補助率：1/2 県・町連携

「稼げる園芸農業」の実現に向け、生産コスト10%削減や販売額10%増加などの成果目標を設定し、目標達成に取り組む農業法人、農業者団体、農協等を支援します。（※産地の面積によっては、国の産地生産基盤パワーアップ事業
※原則として導入設備等は農業共済等への加入が必須、業者選定は競争入札等が必要です。

■ 収益性向上対策事業

- ・ 機械・資材の導入: 新産地育成のためのトラクター、選果機、被覆資材等 ※国の産地パワーアップ事業の対象にならない（面積要件を満たさない等）ものに限る
- ・ 農業栽培用ハウス新設整備: 共同利用ハウス、法人が所有するハウス等の新設（附帯設備含む）
- ・ 小規模土地基盤整備: 200万円未満の暗きょ排水、深耕、土壌改良及び一体的な苗木導入
- ・ スマート農業技術活用: 環境モニタリング機器（1台10万円以上）、自動換気・灌水等の環境制御機器、草刈・防除ロボット等
- ・ 気候変動対応設備: 井戸掘削（深さ100m又はさく井工経費が390万円まで）、多目的防災網、小型気象観測装置等

■ 省力化推進・労働環境整備

- ・ さくらんぼの省力仕立て: さくらんぼの省力仕立て施設及び一体的に行う雨よけ施設の整備
- ・ 労働環境設備整備: 新たな雇用を創出するための、被雇用者用トイレ、手洗い施設、エアコン等の整備

4. 畜産経営の維持・拡大を図りたい

金山町繁殖雌牛導入保留等支援事業費補助金

金山町の将来に向けた活力ある畜産農業を創るため、町和牛振興協議会が行う優良な繁殖雌牛の導入や自家保留を支援します。

- 繁殖雌牛導入事業:
対象：令和8年中に家畜市場より繁殖雌牛として子牛（12月齢未満）を購入した場合。
補助額：1頭あたりの購入費用の1/3以内（上限300,000円）
- 繁殖雌牛保留事業:
対象：令和8年中に繁殖雌牛として自家保留（12月齢到達）した場合。
補助額：200,000円/頭（定額）
- ※いずれも子牛登記書を有する牛であること。「肉用繁殖牛集団導入事業」との併用不可。
※導入・保留から3年未満で手放した場合や、3産の生産がない場合は補助金返還の規定があります。

町有和牛貸付制度

黒毛和牛の増殖改良を図り、畜産地化と農業経営の自立化を支援するための貸付制度です。

- 内容: 町が保有する繁殖用雌牛を無償で貸し付けます（貸付期間：7年）。
- 要件: 増殖に適当な農用地を有し、飼育管理組織に加入していること。
- 対価の納入: 子牛を生産し販売する際（初産～3産等）、購入価格に対する一定割合の金額を町へ納入します。期間満了時に対価を完納することで、家畜が譲渡されます。

5. 新しく農業を始めたい・経営を継承したい

金山町新規就農支援事業（新規就農支援金）【R8新規】

町独自

収穫までの「未収入期間」の生活費や「初期投資」の金銭的負担を軽減するため、就農1年目に支援金を一括交付します。

- ・ 交付額: 100万円/人
- ・ 対象要件: 新規就農計画の認定を受けた49歳以下の方で、地域計画の目標地図に位置付けられる見込みがあること。
- ・ 就農形態の要件:
 - 【親元就農】 経営主が認定農業者であり、将来的な経営継承が見込まれること。
 - 【独立・自営就農】 就農から5年以内に認定農業者又は認定新規就農者となること。

※兼業農家（農業以外の収入が大半）や雇用就農は対象外。計画期間中に離農した場合は一括返還規定あり。

※国の「就農準備資金・経営開始資金」等の対象とならない方が本事業の対象です。



申請様式、詳細

国の新規就農支援事業

次世代を担う原則49歳以下の認定新規就農者向けの強力な国の支援制度です。

- ・ 就農準備資金・経営開始資金: 就農前後の経営確立を支援する資金を交付。【交付額:165万円(※最長3年間)】
- ・ 経営発展支援事業: 経営発展に必要な機械・施設等の導入に係る経費を支援。【補助率：国1/2、県1/4（上限750万円）】

6. 組織化、人材育成、経営を発展させたい

未来を育む農業担い手育成支援事業

県・町連携

地域農業における生産性の向上や、多様な人材の確保・活躍促進などを旨とする、農業者等の取組み（ハード事業・ソフト事業）を支援します。

■ 支援メニューと上限額 ※（）内はソフト事業単独の場合の上限額

① 地域農業を支える組織的な取組み

地域の生産性向上や多様な人材の受け入れの取組を支援

【上限事業費 800万円 (30万円)】 補助率3/10以内

対象: 営農組織、農業者団体、新規就農受入組織等

② 多様な人材の活躍促進の取組み

女性や障がい者の農業参入や働きやすい環境整備を支援

【上限事業費 200万円 (30万円)】 補助率1/2以内

対象: 個人、法人、団体等

③ 担い手の経営発展の取組み

認定新規就農者等の規模拡大や新品目の導入等を支援

【上限事業費 500万円】 補助率1/2以内

対象: 認定新規就農者等（就農10年以内・販売金額1千万未満）

④ 担い手の営農定着の取組み

経営継承に向けた取組を支援

【上限事業費 200万円】 補助率1/2以内

対象: 経営継承を予定している新規就農者（認定新規除く）

■ 補助要件 ※①などの記号は支援メニューとリンク

① 販売金額または農業所得の増加／地域での新規就農者受入れ数の増加

② 農業従事者数（日数）の増加／農業者グループの新規設立、役員数等の増加

③ 販売金額または農業所得の増加

④ 概ね5年以内の経営継承

■ 対象となる経費

・ハード事業（事業費20万円以上）：施設等の整備・改修、機械導入等

※土地の所得・賃借に係る経費、人件費、家畜等の購入費、汎用性の高い自動車・機械・施設は対象外

・ソフト事業: 専門家等への謝金（報償費）、旅費、印刷費・消耗品費（需用費）、委託料等

7. 大規模な規模拡大や機械導入支援 / 8. 農産物PR・販売拡大

7. 大規模な規模拡大や機械導入

■ 国の機械、施設導入支援事業

大規模な農業構造の転換や、高収益化・輸出拡大を目指す方向けの機械、施設導入等を支援する事業です。県や町の事業に比べ、ポイント制で採択されるなどハードルは高くなっております。

- ・ 地域農業構造転換支援事業（補助率3/10）

主な要件：地域計画の担い手。経営面積の3割又は4ha以上の拡大等に取り組む。

- ・ 農地利用効率化等支援事業（補助率3/10）

主な要件：地域計画の担い手。融資必須。付加価値額の拡大等に取り組む。

- ・ 担い手確保・経営強化支援事業（補助率1/2）

主な要件：地域計画の担い手に位置付けられた認定農業者等。融資必須。付加価値額の1割以上の拡大等に取り組む。

- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業（補助率1/2）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を支援。

※付加価値額＝収入－費用＋人件費

8. 農産物をPR・販売拡大したい 町独自

■ 金山産農林水産物知名度向上・販売拡大支援事業【R8新規】

都市圏や町外における認知度・ブランド価値の向上、直接販売による所得向上を目的とし、生産者が自ら出向いて消費宣伝・販売活動を行う際の費用を支援します。

- ・ 対象者: 町内の農業法人、農業者団体
- ・ 補助内容: 対象経費（宿泊費、交通費、会場借上料、資材運搬費等）の2/3以内

※旅費の算定基準あり（宿泊費11,800円/泊など）

- ・ 上限額: 20万円（最大5名分まで）
- ・ 要件: ブースや商品等への「金山町産」の表示、町内産主原料の使用、町観光パンフレットの配布に努めるなど



申請様式、詳細

9. 鳥獣被害対策と経営リスクへの備え

鳥獣被害を防ぎ、地域の安全を守る支援

農作物への被害防止や、集落への動物の出没を防ぐための対策を支援します。

- 有害鳥獣被害対策推進事業費補助金（侵入防止柵）
農作物被害防止対策として、農業者が導入する電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置経費を支援。
【補助率】原則 1/2以内（要件: 市町村が開催する電気柵等設置安全講習会の受講）
- 野生鳥獣市街地等出没対策事業（不要果樹の伐採）
クマ等を誘引する放置された柿や栗などの「不要果樹（住家から200m以内等）」の伐採・処分経費を支援。
【補助額】対象経費の 2/3以内（1本につき上限60,000円）
※交付決定日以降の伐採が対象。所有者の合意が必要です。



申請様式、詳細

自然災害や価格低下などのリスクへの備え

頻発化する自然災害や、農作物の価格低下など、農業経営における様々なリスクが増大しています。

- 収入保険新規加入奨励事業
品目を問わず、全ての農作物を対象に農業者の収入減少を幅広く補償する「農業経営収入保険」へ新規に加入する方に対し、保険料実費相当額または3万円のいずれか低い額を交付し、足腰の強い農業経営の実現を後押しします。
※青色申告を行っていることが加入要件となります。毎年度、制度の有無や補助上限が変更になる場合があります。



申請様式、詳細

お問い合わせ・事前相談窓口

【各種農業支援事業について】

金山町 農林課(第二庁舎) 農政係

☎ **0233-29-5644**

受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15

【農地整備・鳥獣被害対策について】

金山町 農林課(第二庁舎) 農林整備係

☎ **0233-29-5645**

受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15

ご検討中の皆様へのお願い

- ・ 事業ごとに決められた公募期間や予算の枠があります。
- ・ 申請額が予算上限に達し次第、受付を終了する場合があります。
- ・ **購入・発注・工事の着工・木の伐採前**に、まずは必ずご相談ください！